

# 坂田公認会計士事務所通信1月号

お客様各位

平成23年1月1日

新年明けましておめでとうございます。

皆様方のご多幸をお祈りし、本年もよろしくお願ひ申し上げます。

さて、今月の事務所通信は下記の4項目についてまとめました。

1. 助成金の活用～短時間正社員制度導入のメリット
2. 平成23年度税制改正大綱の概要説明
3. 今月の税務～法定調書の提出
4. 就業規則見直しのポイント～未払残業代は思いがけないところで生じることに注意

## 1. 助成金の活用～短時間正社員制度導入のメリット

パートタイマーを沢山雇用している会社には魅力のある助成金があります。

短時間正社員制度導入促進等助成金の中に、パートタイマーや非正規雇用労働者などを短時間正社員に転換した場合に1人につき40万円が支給されるものです。

他の助成金と比べて大きなメリットが2つあり、短時間正社員制度は導入から5年以内に対象者が出ればよく（通常は2年以内）、更に、支給される人数が10人と多いことです。

従来は主婦が家計補助的にパートタイマーになることが大半でしたが、最近は男性でもパートタイマーという形で雇用されるケースが増えています。

パートタイマーの男性が世帯主の場合、その男性は家族分も含めて国民健康保険と国民年金に加入しており、この国民健康保険と国民年金の保険料は全額自己負担であるため高いことから、出来れば会社の社会保険への加入を希望しているのではないのでしょうか。

そのようなケースに、この短時間正社員を利用してみてはいかがでしょうか。

社会保険加入により、パートタイマーの毎月の保険料の負担は軽減して手取りは増える上、会社は週の所定労働時間の上限を30時間に設定することが出来るのです。そして、定着率は良くなるはずで

## 2. 平成23年度税制改正大綱の概要説明

昨年末に、民主党より平成23年度税制改正大綱が公表されました。現在、国会で審議中ですので、成立するかは不明ですが、成立した場合の影響の大きいものについて解説していきます。

法人税率が現在の30%から25.5%へ、中小企業の軽減税率は18%から15%へ引き下げ予定です。これは法人減税により企業の活性化を図るもので、是非とも成立して欲しいものです。

欠損金の繰越控除については、控除期間が7年から9年に伸びる一方、従来は所得全額に対する控除が可能でしたが、改正後は所得の80%という制限が掛けられます。但し、資本金1億円以下の中小企業は従来通り全額控除できます。

あくまで改正案ですので、今後の動きに注意が必要です。

## 3. 今月の税務～法定調書の提出

1月31日（月）は平成22年度の法定調書の提出期限です。

年末調整で確定した平成22年分の源泉税の報告が主ですが、ご注意いただきたいのは、複写になって

## 坂田公認会計士事務所通信1月号

いる「給与所得の源泉徴収票」と「給与支払報告書」の提出先が違うことです。

「給与所得の源泉徴収票」は税務署に対して支払った金額に応じて提出義務が決まっていますが、「給与支払報告書」は市町村に対して全員分を提出します。

#### 4. 就業規則見直しのポイント～未払残業代は思いがけないところで生じることに注意

最近、未払残業代請求が盛んに行われています。

これは、会社は残業時間を適切に計算しているつもりでも、労働時間や残業代の解釈上、残業時間の集計が漏れていることで行われているのです。

特に下記のケースにご注意下さい。

給与計算上では、

- ①労働時間を計算する際に、15分・30分未満を機械的に切り捨てている。
- ②残業時間の上限を決めて給与計算している。
- ③基本給に定額残業代が含まれていると説明しているが、就業規則や賃金規定にはその旨の記載がない。
- ④労働基準法改正により、残業割増賃金が増加しているのも係らず、残業代単価の計算方法が間違っている。

管理職に対して

- ⑤会社は管理職として扱っているが、実際は“名ばかり管理職”である。

職種によって

- ⑥営業職に対して営業手当を支払うだけで、超過時間に係る残業代を支払っていない。

これらは、就業規則が実態に合っていないために生じるもので、未払残業代は場合によっては過去2年間に遡って請求されることもあります。

これを機会に、就業規則を見直してみたいはいかがでしょうか。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

**坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネスラスト**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@lto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>